

## 事故等原因調査等の対象の選定指針

平成24年10月3日  
消費者安全調査委員会決定

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項に定める事故等原因調査及び法第24条第1項に定める他の行政機関等による調査等の結果の評価の対象となる生命身体事故等を選定するに当たり、次に掲げる要素を総合的に勘案して判断するものとする。

（公共性）

- 1 生命身体事故等に係る商品等又は役務と同種又は類似の商品等又は役務が広く消費者の利用に供されていること、生命身体事故等が個別の特殊事情によって生じたものではなく広く消費者に発生し得るものであることなど、同種又は類似の生命身体事故等が発生するおそれがあること。

（被害の程度）

- 2 単一の生命身体事故等が、法第2条第7項に定める重大事故等に該当すること。

（単一事故の規模）

- 3 単一の生命身体事故等において、当該生命身体事故等の性質に照らして多数の消費者の身体に被害が発生し又は発生するおそれがあること。

（多発性）

- 4 直近の一定期間に、同種又は類似の生命身体事故等が当該生命身体事故等の性質に照らして多数発生していること。

（消費者による回避可能性）

- 5 消費者が自らの行為によって生命身体事故等の発生を回避することが困難であること。

（要配慮者への集中）

- 6 高齢者、障害者、乳幼児その他の消費者安全の確保の観点から特に配慮を要する者が主として被害を受け又は受けるおそれがあること。

なお、事故等に関する事実が確認できない等の理由により、事故等原因調査等の対象として選定しなかった案件であっても、その後に入手可能となった情報等に基づき、事故等原因調査等の対象として選定することがありうるものとする。